

婦人保護事業をめぐる売春防止法とDV防止法の齟齬

—要保護女子の保護更生と暴力被害女性の保護・自立支援との乖離状況—

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：売春防止法、DV防止法、婦人保護事業の対象者

1. 研究目的

売春防止法 34 条は保護更生の対象を「要保護女子」と規定している。すなわち「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」である。売春防止法が予定する婦人保護事業の公共性とは、あくまで、「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」なのである。しかし現在、婦人保護事業の公共性は不明確のなかにある。DV防止法は役割機能として婦人保護事業を取り込み、そこに「配偶者からの暴力被害性に焦点化する保護・自立支援的公共性」を担わせた。「要保護女子の保護・更生」と「暴力被害女性の保護・自立支援」という性格を異にする福祉対応を同時に婦人保護事業に課したところから齟齬状況が生じた。しかもその実質的変更は、法律の下位にある婦人保護行政の「通達」によって積み重ねられ、婦人保護事業の活用として法運用されてきたのである。

大きく舵を切ったと考えられるものが、「昭和 45 年度婦人保護事業費国庫負担及び補助について」（1970 年 4 月、厚生省社会局長通知）の「なお書き」、いわゆる「四五通達」と呼ばれるもので、売春ケース（本来ケース）から「非売春ケース（一般ケース）」にまで対象を拡大させる政策的転機となったものである。この四五通達の問題点については、筆者も日本社会福祉学会第 60 回秋季大会、女性福祉・ジェンダー分科会での報告において指摘したところである。次の大きな転換点となったと考えられるものが、1999 年 4 月の「夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について」（厚生省社会・援護局保護課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）である。ここにおいて、DV問題への対応をにらみ、要保護女子という表現に変わり「婦人保護事業の対象者」が登場してくる（日本社会福祉学会第 61 回秋季大会、女性福祉・ジェンダー分科会、筆者の口頭発表要旨参照のこと）。

今回の報告は、婦人保護事業の公共性の不明確さがもはや決定的となったと考えられる、平成 14（2002）年 3 月 29 日付の『「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の「通達」を考察し、「要保護女子から婦人保護事業の対象者へ」の拡大解釈や売春防止法の「解釈改法」の行政的手法が限界を越え、結果、婦人保護事業が旧態依然の福祉に“閉じ込められる”危険性を明らかにしようとするものである。

2. 研究の視点および方法

平成 13（2001）年 4 月 13 日に公布されたDV防止法は、売春防止法に基づく婦人保護事業に“付け足すかのように”、配偶者からの暴力被害女性の保護という機能を付与させた。この未整理・不明確状態での同体化が、「婦人保護事業の対象者の範囲」をいたずらに拡大

させ、婦人保護事業の公共性の混迷を一層推し進めた。この狭間を埋めるように発せられたものが、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、平成14年3月29日）だったのである。本通達は、婦人保護事業の対象者の範囲を以下のように規定する。「売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」（第1の1のア）、「売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者」（第1の1のイ）、「配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）」（第1の1のウ）、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」（第1の1のエ）、「恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組みたいこと。」（第1の2）。このように通達行政によって対象者設定がなされた意味内容の検証こそが研究方法として欠かせない。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」の、第2「指針内容」の、A「引用」項目の1~4の遵守。

4. 研究結果

第1の1のア・イは、売春防止法が定める要保護女子像に合致するもので、「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」として首肯できよう。しかし次からの項目、第1の1のウ・エ及び第1の2に関しては売買春問題とは直接の関係性は認められず、DV防止法との関連でいきなり、暴力被害女性の保護、要支援女性への積極対応が前面に押し出されてきている。「第1の1のア・イ」と「第1の1のウ・エ及び第1の2」との間にはじつは、対象者継ぎ足し列举方式では済まされない質的変更がもたらされており、婦人保護事業の公共性の意味内容の転回が存在しているのである。どんなに「女性の生活困難」「女性問題全般」を打ち出したとしても、売春防止法に基づく婦人保護事業の公共性とDV防止法のその公共性は乖離したまま、混迷の度合いを深めていくこととなった。

5. 考察

このような通達行政レベルによる対象者継ぎ足し列举方式はもはや限界である。法律としての女性福祉基本法（案）が定立され、その基本法によって個別の女性の人権保障法が意味づけられ、関連づけられていく立法政策展開が欠かせない。婦人保護事業や売春防止法は名称変更を伴う改正が必要であり、このとき「性的人格権を中心とする包括的な人権保障型公共性」への脱皮が求められ、またDV防止法の公共性との整合が不可欠である。